諫早駅西口にぎわいプロジェクト・キッチンカー・テント出店者募集要項

１．目的

諫早駅西口の市有地において、駅周辺の活性化と賑わいを創出するため、実証実験としてキッチンカー等の出店を募集する。

２．概要

（１）期間

令和８年１１月１日（日）～令和９年１０月３１日（日）（実証実験期間）

（２）営業時間

午前９時から午後１０時の間（昼のみ、夜のみも可）※準備・撤去含む

（３）出店場所

諫早駅西口の指定エリア（市有地）

（４）出店形態

保健所で諫早市内における営業の許可を受けたキッチンカーまたは自走式移動販売車等とする。

（５）募集出店数

５店舗程度　※応募者多数の場合は抽選

（６）出店料

無料（実証実験期間中）

３．応募資格

（１）食品衛生法に基づく営業許可証を有すること。

（２）食品衛生責任者またはそれに代わる資格を有すること。

（３）食品賠償保険等に加入していること。

（４）迅速かつ具体的な連絡および調整が可能であること。

（５）暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者でないこと。

（６）公共の安全および福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に所属するものでないこと。

４．応募申請方法

（１）提出書類

①行為許可申請書（第５条第１号様式）

②暴力団排除に関する誓約書等

③販売品目が具体的にわかるメニュー表などの資料

④営業許可書の写し

⑤食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書の写し

⑥食品賠償保険証等の写し

⑦キッチンカーの車検証の写し（必要に応じ）

（２）申込期限

営業を行おうとする月の前月１５日

（３）申請書提出方法および提出先
諫早市役所　経済交流部　商工観光課（本館６階）へ持参またはメール
（４）許可
応募者多数の場合は抽選とし、許可証は通知する。

５．注意事項
（１）食品衛生上及びその他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すこと。
（２）キッチンカーで営業する場合は、保健所より交付された許可済証（ステッカー）を営業する車に貼付すること。
（３）出店スペースには必ずゴミ箱を備え付け、ゴミや出店あたって発生した排水は必ず持ち帰り、出店者の責任において処理すること。
（４）出店による事故や苦情等は出店者の責任において対処すること。
（５）歩行者の往来の妨げにならないよう、十分配慮すること。
（６）音響設備や拡声器等の騒音となり得る機器は使用しないこと。
（７）荒天で事故の恐れがある場合や、災害等による警報が発出される場合、その他の違反行為が散見された場合は、許可を取り消し、出店を中止させることがある。
（８）出店にあたっては、道路法及び消防法などの関係法令を遵守すること。
（９）今回の募集については試行的に実施され、実施にあたり問題点等があった場合は要項等を見直すことがある。
（10）出店期間中の自己に帰責事由によって生じた損害または過失に対して、市は責任を負わない。
（11）この要項に従わない場合は、許可を取り消すことがある。